

ほうてらす Vol.40

P06-07

INTERVIEW

つるの剛士さん

P08-09

困ったときの法テラス 相談事例集Vol.4

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス

P12

こちら法テラス秋田です!

P02-05

特集

暮らしのなかの法律

学校の今と昔



04

秋田県秋田市中通5-1-51
北都ビルディング6F
☎0503383-5550
🕒平日 9:00～17:00
📍JR「秋田駅」から徒歩15分。「交通公社前」停留所から徒歩5分。「北都銀行前」停留所から徒歩1分。



右:国指定名勝・桧木内川堤のソメイヨシノが青空に映えます(角館町)。



このコーナーでは、
地方事務所の活動内容
などをご紹介します!



法テラス秋田、ご存知ですか?

秋 田といえば?男鹿のナマハゲ。重要無形民俗文化財の登録件数日本一。瑠璃色の美しい湖面が輝く深き日本一の田沢湖。一方、おじいさん・おばあさんが多く、高齢化率も日本一。

そんな秋田県にある法テラス秋田は、地域の皆さまの法的問題の解決のため、「さらに支援の輪を広げたい!」と考えています。そのひとつが、関係機関との連携です。4年前から、秋田県長寿社会振興財団、秋田市、秋田市内にある地域包括支援センターの職員の方々と高齢者の方々がどのような法的問題を抱えているか、その解決に向けて法テラスができることについて事例検討を行っています。事例の中には、すぐに解決策を見つけれない問題も多くあります。しかし意見交換を通じて、お互いの仕事について知り、お互いの顔が見えるよりよい連携が築けていると実感しています。「法テラスってどんなサービスを提供しているの?」という関係機関の皆さまには、業務説明を行っています。

秋田の皆さま、お困りの時はお気軽に、法テラス秋田までお問い合わせください!



日本司法支援センター

困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平日:午前9時～午後9時
土曜日:午前9時～午後5時]

法テラス サポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714** 震災法テラスダイヤル **0120-078309**
IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp **法テラス**

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部/発行責任者:事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)
平成29年4月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々につくりたいだけ「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。



学校の今と昔

女子は家庭科
男子は技術

小学校で
英語の授業

給食で
食育

男子、全員
丸刈り!?

ケータイで
いじめ

学校も時代とともに、いろいろなことが変わりましたね。
小学校、中学校時代を思い出しながら、
学校の今と昔を一緒に考えてみましょう!



義務教育って何だろう?
時代とともに変わるあり方

今年1月、芸能活動をしていた中学生の娘を通学させなかったとして、母親が書類送検されたというニュースがありました。法律でどのようなことが決められているかなど、気にとめることもなく通っていた小中学校…。子どもには、学校に通う義務はありませんが、保護者には、子どもに義務教育を受けさせる義務があります。義務教育とは何でしょうか。日本では、戦前は教育制度に関することがらには法律ではなく勅令(天皇の命令)で決められ、初等教育だけが義務教育でした。その就学年数は、明治33年以降は4年間、明治40年以降は6年間でした。戦後は、昭和22年に教育を受ける権利と受けさせる義務を定めた新憲法と学校教育法が施行され、小学校6年・中学校3年の9年間の就学が義務教育の内容になりました。

6・3制の義務教育は現在も維持されていますが、学校教育法の改正により、平成28年から6・3制の区切りをなくして小中一貫教育を1つの学校で行える「義務教育学校」を設置することもできるようになりました。小学校から中学校への進学により不登校等の問題が増える、いわゆる中1ギャップの問題への対策として期待されています。

1時限目

授業

今は、女子生徒も
体育で柔道をするんだって!
授業内容も
変わってきているみたい…

「武道」が男女ともに必修化されたのは、平成24年の中学校学習指導要領の実施に伴ったことです。武道の学習を通じて「日本固有の伝統と文化」に触れることを目的のひとつとし、原則として、柔道・剣道・相撲の中から学校毎に選択されます。「相撲」を選んだ中学校は、当時ちょっとした話題になりました。「女子生徒はどうするの?」と心配する声があったようですが、そのほかの体育と同様に体操服で行うので、特に問題はなかったようです。

ほかに、授業の内容は時代とともに変化しています。例えば、昔は女子生徒だけの必修だった家庭科は、平成5年には中学校で、翌年には高校で、男女共通科目になりました。

また、英語の教え方は、今後大きく変わっていく予定です。平成23年から始まった小学校5・6年生の英

語の授業は、今後、小学校3・4年生に前倒しで必修化することが検討されています。さらに、中学校の英語の授業は日本語は使わずに英語のみで行い、高校ではディベート等のより実践的な英語教育を行う計画が立てられています。

授業時間も変化しました。昭和50年代頃までは、受験競争の激化に伴って極端になった知識詰め込み型の教育が問題となり、その後、個性重視の教育に転換しました。平成14年以降は、土日が完全に休みとなり、小中学校の授業時間が削減される、いわゆる「ゆとり教育」の時代となりました。しかし、学力低下等の問題が指摘された平成23年頃からは、ゆとりでも詰め込みでもなく「生きる力」をはぐくむことを目的とした教育へシフトし、約30年ぶりに再び授業時間数が増加しています。



では、日本以外の国ではどうでしょう。中国や韓国は、日本と同様に初等教育6年、中等教育3年の9年間のようですが、イギリスでは初等教育6年、中等教育5年の11年間、フランスでは初等教育5年、中等教育5年の10年間だそうです。義務教育と一口に言っても、国や時代によって変化するものですね。

2時限目

校則

昔は、

「男子、全員丸刈り！」っていう校則があったけど、今もこういう校則は残っているの？



昭和の終わり頃まで、このような校則のある学校が結構ありました。今ではそこまで厳しい学校は少ないと思いますが、様々な校則は残っているようです。

勉強に集中させるなどの理由があっても、全て学校が自由に校則を定められるわけではありません。時代背景などによって、校則による処分が違法となる場合もあります。

私立では、下着の色まで指定している学校もあるようですが、学校の独自性を前提に入学しているのので、校則には従う必要が高いと考える人が多いようです。

今どきの校則としては、「携帯電話持ち込み禁止」があります。小中学校では持ち込みを原則禁止にするなどの文科省の通知が平成21年に出されていることもあり、禁止とする小中学校が多いようです。子どもに携帯電話を持たせるかどうかは、防犯などの必要性がある場合もあり、親としては悩ましいところですね。

3時限目

給食

今の給食ってオムライスやハンバーグのほか、入学祝いのお赤飯や桜ゼリーがでるんだって！旬の食材もでて美味しそう！



給食は、明治22年に山形県で貧しい子どものためにおにぎりや漬物などを提供したことから始まったそうです。戦争により一時途絶えていたが、戦後に再開。昭和29年には、栄養改善などを給食の目的と定めた学校給食法が施行されました。当初は脱脂粉乳が出されましたが、昭和33年頃から徐々に瓶入牛乳に、その後テトラパック、四角形の牛乳パックに変化し、51年からはご飯が登場しました。

4時限目

いじめ

よくニュースで

いじめ問題が

取り上げられていくけど…

昔とはなんだか

変わっているみたい。

いじめが社会問題化しています。身体的な暴力だけでなく、精神的ないじめも大変深刻なものです。

近年では携帯電話を持つ小中学生も珍しくなく、インターネットへの書き込みやコミュニケーションアプリを使ったいじめが大きな問題となっけています。メールやネットを使ったいじめは、学校の中だけでなく、子どもが帰宅しても終わるわけではなく、子どもが帰るまで、24時間いじめが続くということもあります。また、いじめがあることに教師や親が気付くにくいという問題も「ネットいじめ」にはあり、知らないうちに子どもが深刻な状況に追い詰められているケースもあります。

ネット上の掲示板などへの書き込みは削除を求めることができる場合がありますし、損害賠償請求をするという方法もあります。しかし、こ

のような方法だけでは解決できないこともあり、家庭でのケアも大切かもしれません。難しい問題ですが、親としては、子どもと十分に接する機会をつくって、子どもの変化にいち早く気づき、問題が深刻にならないように、学校などと協議しながら対応することが大切だと思われま

「子どものため」が子どもを傷つけていない？

子どもが学校から指導を受けたときなどに、苦情を言いたくなることはないでしょうか？ どこまで苦情を言うのかは難しいところですが、常識では考えられないような抗議や要求をする親のことを、「モンスターペアレント」と呼ぶことがあります。

学校の指導に疑問があるときでも、いったん落ち着いて、客観的に考えてみることをおすすめします。第三者の意見を聞いてみるのもひとつの方法かも知れません。

あまりに非常識な方法で抗議や要求をした場合などには、法律上の責任が発生することがあります。何よりもそれによってお子さんの気持ちが傷ついてしまうこともありますので、まずは冷静な対応をすることが大切ですね。



また、地域色を活かしたメニューも登場しています。例えば、米の産地の新潟県三条市では給食はパンではなく毎日ご飯、アジの干物産地本一の静岡県沼津市ではアジの干物の揚げ物が提供されているそうです。

お気軽にご相談ください！

法テラスは、皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関するかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714

TAKESHI TSURUNO

タレントや俳優、ミュージシャンとして幅広く活動するつるの剛士さん。
5人のお子さんの父親でもあり、これまで育児のために2度、
育児休業を取得するなど、育児に積極的なパパタレとしても有名です。
小中学生の子を持つ親として、学校との関わり方などのお話を伺いました。

(タレント、俳優、ミュージシャン)
つるの剛士さん



規則を押しつけるのではなく
「なぜなのか」と
考えることを大切にしたい

学校はあくまでも学校で、
暮らしの基盤をつくるのは家庭

「子どもたちの学校行事には、スケジュールの調整をして、極力、参加するようにしています」

と、話すつるのさん。昨年誕生した次男は別として、子どもたちは皆学校に通っています。長男は中学生、長女・次女・三女は小学生です。同じ小中高一貫校なので「授業参観は、上から順番に見て回る」とは言うものの、入学式、卒業式、運動会など行事は盛りだくさんです。

「僕自身も4人きょうだいで、親が忙しいときには妹の授業参観に行ったりしていました。学校の行事に参加するのは特別ではない、ごく普通のこと。それは、今も同じですね」
学校と積極的に関わり、パパ友やママ友ともよく話をするそうですが、学校に対しては、あまり意見や要望を言うことはないそうです。

「学校はあくまでも学校で、勉強をしたり友達をつくったりするところで、子どもたちの生活の基盤をつくるのは家庭の仕事。家でしっかりとした基盤をつくり、学校に送り出してあげたいですね。何でも学校にしてみらおうとする親もいますが、それは違うと思う

ます。やっぱり家庭が第一です」
今は保護者として学校と関わっていますが、ご自身の小中学時代は？

「基本的には、校則は守る子どもでもした。でも、太いポタン、ズボンをはいたりしていましたけど笑。校則という縛りの中、子どもなりの発想で先生に怒られないようにいろいろやっていましたね。そういうことも大事じゃないかと思えます」

なぜ家庭科や武道を
男女分けていたんだろう？

一方で、小学校の給食の魚のフライが苦手で、「給食は残さず食べる」という「規則」には苦い思い出が。

「小学生のころは『規則は守るもの、先生は正しい』と思っていましたから、食べられない自分が悪いと思い、無理矢理に食べていました。例えば、先生は残さず食べなさいと規則を押しつけるのではなく、嫌いなものでも残さず食べなければならぬ理由を納得できるようにきちんと説明したらいいのかもしれないですね」

規則だからと押しつけるのではなく、「なぜなのか」を大切にしているつるのさん。なぜ家庭科や武道を男女で分けていたのかなと感じたようです。
「小学生のときは男子も家庭科の授業

があり、楽しかった。ボタン付けは今でも役に立っていますし。一番ためになる授業かもしれません。ただ、男女の区別をせず単に同じことをさせることで、形式だけ『男女平等』を整えるために男女分けをやめたのなら、そんな社会は、寂しいですね。心の中はめちゃくちゃ平等なのに、形だけを意識しすぎるのは逆効果じゃないかな。そこは本質を見失わずに、柔軟でみんなが笑いあえるような寛容な社会であるべきだと思っています」
そんなつるのさんに法テラスについて伺いました。

「問題が起こったとき、法的なものかどうか分からない、もやもやした状態であっても気軽に相談できるのは、ありがたいですね。そういう相談先があると知っているだけで安心して生活できます。法テラスのことは、ぜひ覚えておきます！」



芸能人No.1の歌唱力と言われるつるのさんが、カバー曲を披露した『つるのうた名曲集プレミアムコンサート/日本橋三井ホール』のライブCD+DVDも発売中。

PROFILE

つるの たけし / 1975年生、福岡県出身。高校時代より芸能活動を開始し、『ウルトラマンダイナ』のアスカ隊員役で知名度を上げる。2008年にはテレビ番組から誕生したグループ「羞恥心」でブレイク。将棋(3段)・ギター・ベース・トランペット・釣り・サーフィンなど多彩な趣味も持つ。

カメラ=鮫島亜希子(nomadica) スタイリスト=森宗大輔



新生活においてお困りのことはありませんか。

春になり生活環境が変わった人も多いのでは？
新生活を始める中で、お困りごとを抱えたり、
不安に感じたりすることもあるのではないのでしょうか。
少しでも「困った…」と感じることがあれば、迷わず法テラスへ。

Case 1

すぐに法律相談を受けたいのですが…
法テラスの無料法律相談は
外国人でも利用できますか？



30代・男性

外国人の方が法テラスの無料法律相談を利用する場合、まず「日本に住所を有し、適法に在留している者」という条件を満たす必要があります。この条件を満たし、かつ収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たせば法テラスの無料法律相談を受けていただくことができます。法テラスの無料法律相談をご利用いただけない方には、ほかの相談機関をご案内いたします。

Case 2

最近、終活を始めました。
公証役場で遺言を
作成できると聞いたのですが…
自分で書くものと
差があるのでしょうか。



70代・女性

公証役場で作成する遺言は「公正証書遺言」といい、2人以上の証人の立会いのもとで公証人が作成するものです。遺言の形式による優劣はありません。公正証書遺言であれば、ほかの方式により作成された遺言の場合に必要な諸手続が不要となるなどのメリットがあります。手続の流れ、必要書類、費用などの詳しい情報については、直接、公証役場にお問合せの上、ご確認ください。

Case 3

利用していないのに、
有料サイトの利用料30万円が
未払のため電話をするように
とメールが届きました。
しなくてもいいのは分かっていたけど、
不安になって…電話しちゃいました。



20代・男性

仮に、業者を名乗る人物から電話がかかってきても、「利用していないので支払わない！」とはっきり伝えましょう。請求内容に不明点などがある場合、まずは消費生活センターに相談してみたいかがでしょうか。架空請求の情報やアドバイスが得られる場合があります。今回のような場合、不安になっても相手に連絡をしないようにしましょう。電話番号など新たな個人情報を相手に知られ、請求がエスカレートするおそれがあります。

Case 4

法テラスの無料法律相談は、
どんな内容の相談
でも利用できるのですか？
利用条件等について、
お伺いしたいのですが。



20代・自治体窓口職員



法テラスが行う法律相談援助の対象は、民事事件、家事事件または行政事件に関する案件となり、刑事事件は対象とはなりません。また、利用にあたっては、当事者等の収入や預貯金が一定基準以下であることなどの条件があります。条件などの詳細については、法テラスの地方事務所へお問合せください。

お問合せ方法

様々な窓口をご用意しています。
ご希望にあわせてご利用ください。

→お電話で

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374

犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714

受付：平日9時～21時、土曜9時～17時
(祝日、年末年始を除く)
対応者：オペレーター
*通話料がかかります。

→窓口で

お近くの法テラス

受付：ホームページでご確認ください。
対応者：消費生活専門相談員有資格者など

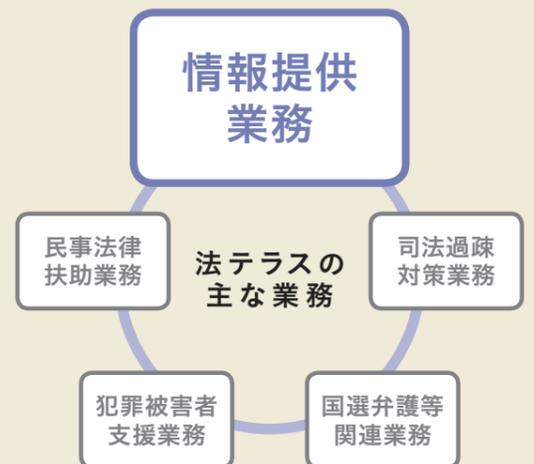
→パソコン・スマートフォンで

メールによる情報提供

受付：24時間 年中無休
回答：可能な限り早く行います。
※ただし、土日、祝日、年末年始は、
回答が遅くなります。

よくあるお問合せ・相談窓口の検索
[詳しくはホームページをご覧ください]
www.houterasu.or.jp/

知ってください、法テラスのこと。



法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています。

自治体、弁護士、司法書士、警察、支援団体…。相談窓口がバラバラなために必要な情報にたどり着かない、経済的に余裕がなく相談できない、近くに専門家がいないなどの理由から、法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するため、平成18年4月10日、国が全額出資し法テラスを設立しました。

《法テラスの主な業務》
情報提供業務

生活上の法的なトラブルに対し、解決に向けた情報を無料でご案内します。どなたでも、何回でも匿名で利用できます。

お悩みを抱えているご本人が電話をかけるのをためらっていたり、一人で電話をかけるのが難しい場合は、ご家族や友人、サポートする方々からお電話いただくこともできます。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には審査の上、弁護士・司法書士費用等を立て替えます。昨年7月からは政令で指定された大規模災害被災者の方も無料法律相談の対象となりました。

犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内、利用できる法律制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務も行っていきます。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行います。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない地域に司法過疎地域事務所を設置します。そこに常駐するスタッフ弁護士が、民事法律扶助事件や国選弁護事件等に取り組んでいます。

※スタッフ弁護士
法テラスに勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所、支部などでも民事法律扶助、国選弁護等の法的サービスを行っています。

Relation Terrace

リレーション・テラス

法テラスの活動やイベント、ニュースなど、さまざまな情報をお届けします。

Information

日本の法制度を7か国語でご案内

法テラスでは、法的トラブルでお悩みの外国語を話される方のために、「多言語情報提供サービス」を実施しております。ご案内できる言語は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語です。通訳を介して、お悩みの解決に役立つ日本の法制度や相談窓口情報を無料でご紹介致します。

Japan Legal Support Center (Houterasu) is providing multilingual information services. We provide useful information on Japanese legal system, bar associations and relevant organizations based on your inquiry at no cost.

多言語情報提供サービス

0570-078377

受付：平日 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

※通話料がかかります。

Office Hours : Monday to Friday from 9:00 to 17:00.

Regular call rates will be charged.



Information

パンフレットが新しくなります

新年度から、法テラスの各種パンフレットが新しくなります。自治体(公共図書館等)・相談機関や団体等の方で各刊行物の送付をご希望の際は、お近くの地方事務所へお知らせください。ラックへの設置も歓迎です。



Information

ご存知ですか？ 「社会を明るくする運動」

法務省主唱の「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で67回目を迎えます。

詳しい情報は、法務省のホームページに掲載されています。

Information

ご寄附について

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています。皆さまからいただいた寄附金は、法テラスが行う公共性の高い各種業務の事業資金として有効に活用させていただきます。

「犯罪被害に遭われた方を支援したい」
「高齢者や障がい者を支えたい」
「被災してお困りの方のお役に立ちたい」

このようなお気持ちをお持ちの方、ぜひ法テラスにご寄附いただけませんか。

なお、法テラスは、特定公益増進法人に指定されています。法テラスにご寄附いただくと、税制上(所得税、相続税、法人税)の優遇措置が受けられます。

詳しくは、以下のURLでご確認ください。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kifukin/



編集後記

春といえば入学シーズン。満開の桜並木の中、期待とちょっぴり不安な気持ちで校門をくぐったのは○十年前、昔と比べて小学生のランドセルの色もカラフルになりましたね。今回の特集は、ご自身の懐かしい時代を思い出しながら、時代とともに変化する学校について理解を深めていただければと思います。(Y.F)

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室

T 164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

T E L : 050-3383-5348

E-mail : kouhou-chousa@houterasu.or.jp

Twitter : @houterasu_4_10



誰もが法にアクセスできる社会を目指し 法教育の輪を広げる取り組みを

おさだ・みえ / 2012年弁護士登録。13年より現職。犯罪被害者支援にも携わる。最近うれしかったことは、退学になった高校生の事件を受任し、和解により復学、3月に無事卒業したと報告を受けたこと。



法テラス香川法律事務所
長田美絵 弁護士

刑務所から学校まで、
様々な場所で活動

香川のスタ弁は、様々なところで法教育を行っています。その取り組みのひとつとして、刑務所での「釈放前指導」があります。2週間に一度、高松刑務所に赴き、まもなく仮釈放を迎える受刑者を対象に、債務整理など出所後の生活で起きがちな困りごとを解決するための相談先として法テラスがあることや、法律で解決できるかわからない場合でも、適切な相談窓口を法テラスが案内していることなどについて講話をします。実際に、「釈放前指導」で法テラスを初めて知り、借金や生活保護等の相談で法テラスを頼ってくる出所者もいます。なかなか相談できずに抱え込んでしまった結果、再び犯罪に至ることがないように、一人でも多くの人を救いたいという思いで講話をしています。もうひとつが学生を対象にした法教育です。大学等では、法テラスの業務やスタ弁の活動等を紹介する業務説明が主になります。中高生対象には、香川のスタ弁が香川県弁護士会の子どもの権利

及び法教育に関する委員会の委員とともに、様々な活動を行っています。例えば、高校生模擬裁判選手権に参加する高校に赴いて練習の指導をしたり、本番では生徒の引率等をしてバックアップをします。選手権は、実際の法廷で行われ、高校生が検察官役と弁護人役に分かれて、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告弁論を行います。白熱した議論に向けて練習にも力が入ります。また、中学一年生を対象に、トランプル防止や解決のための法的思考力、法的解決方法などを養った

めの出張授業「13歳の自律教室」を行いました。弁護士がどんなことが「いじめ」になり得るのか、その中には法に触れるものもあると伝えることで、子どもたちの気持ちも引き締まると好評でした。いじめや非行の問題は、絶えることがありません。法教育を通じて悩んでいる子どもたちが、親や先生、友人以外に相談できる弁護士という法律の専門家がいると知ることとても大切です。法テラスが目指す「法で社会を照らす」ためには、大人・子どもを問わず、法教育の輪を広げていくことが不可欠であると考えます。



イラスト=小池アミイゴ

➡スタ弁(スタッフ弁護士)って? …… 全国各地にある法テラスの法律事務所等で働く弁護士です。